

令和7年第5回定例会一般質問通告事項

12月4日	村井温子議員（潮風おのみち）	質問方式：一問一答方式
	1 こどもの権利の保障について 国ではこども基本法・こども大綱が整備され、本市でも尾道市こども計画の策定など、制度面の整備が進んできました。 一方で、全国的に自殺・いじめ・不登校・虐待は増加しており、本市でも不登校の増加や重大事態のいじめが起き、初期対応に課題がありました。制度と現実の間には隔たりがあり、制度を「実際に子どもを守る仕組みとして機能させること」が求められています。 この観点から、以下について伺います (1) こどもの権利の周知・啓発について こども基本法の認知度は全国的に低く、こども・大人双方への周知が必要です。 これまでの取組と、こども向け・大人向けそれぞれの周知啓発の強化方針について伺います (2) 意見表明権の具体化（アドボカシー・ルールメイキング） ア 国は自治体にアドボカシー制度の整備を求めています。意見表明の支援を行うアドボケイトと、権利侵害時に調査・救済を行うオンブズパーソンは、どちらも必要な仕組みと考えます。 本市として、アドボカシー制度またはオンブズパーソン導入の考え方と方向性を伺います イ また、校則や学級のルールをこどもが共につくる「ルールメイキング」は、自治・主体性・いじめ予防につながる教育的意義があります。導入の予定の有無と、市としての後押し方針について伺います (3) 多様な学びへの支援（不登校の学びの保障） 本市でも不登校は増加し、公的機関だけではすべての子の学びを支えきれない状況があります。教育支援センター等の取組は評価する一方、なお支援につながらない子があり、フリースクール等の民間利用には公的支援がありません ア ホームスクーリング・フリースクール等、多様な学びへの支援をどう強化するか イ 学校・公的機関に行けない子の学習権を、市としてどう保障するか伺います (4) こどもの権利条例の必要性について 3月議会では「条例制定の予定なし」との答弁でしたが、全国	

12 月 4 日	的には制定が広がっています。本市は重大事態のいじめを経験しており、責務を明確にする条例の役割は大きいと考えます。こども計画と条例は補完的であり、重複するものではありません ア こどもの権利条例の必要性をどう認識しているか イ 今後、検討に着手する考えがあるか伺います
--------------------------------------	--